

公益社団法人川越市シルバー人材センター
会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人川越市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めるものである。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員の会費は、年額2,500円とする。

(2) 特別会員の会費は、年額2,500円とする。

(3) 賛助会員の会費は、個人会員が一口・年額1,000円(一口以上)とし、法人会員が一口・年額5,000円(一口以上)とする。

(4) 前各号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

2 前項第1号及び第2号の会員で、事業年度の途中で入会した会員は、入会時に別表1の左欄に掲げる会員となった日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を会費として納入するものとする。

3 第1項第3号の会員で、事業年度の途中で入会した会員は、入会時に一事業年度分の会費を一括して納入するものとする。

(納入期日)

第3条 会員は、毎年1回5月末日までに納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計金額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日（平成29年4月1日）における第2条第1項第1号、第2号及び第2項の会費の額については、経過措置として附則別表1及び附則別表2のとおり定める額とする。

附則別表1（附則第2項関係）第2条第1項第1号及び第2号における経過措置

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	2,000円
平成30年4月1日より	2,500円

附則別表2（附則第2項関係）第2条第2項における経過措置

平成29年	4月から12月まで	2,000円
	1月から3月まで	1,500円
平成30年4月1日より		別表1のとおり

別表1（第2条第2項関係）

4月から12月まで	2,500円
1月から3月まで	2,000円